

令和8年度 海上工事作業に関する警戒業務・管理業務講習会の開催について

山口県周南市 開催

第六管区海上保安本部 交通部 航行安全課
問い合わせ先 TEL: 082-251-5111 (代表)

令和8年度の海上工事作業に関する警戒業務・管理業務講習会を次のとおり開催します。受講を希望される方は以下の注意事項をよくご確認ください、申し込みの手続きをお願いいたします。

1 講習種類

- A: 業務講習 (専従警戒要員としての知識、能力を身につけるための講習)
- B: 管理講習 (警戒業務管理者としての知識、能力を身につけるための講習)
- C: 業務・管理講習 (業務と管理の両方を受講される方への講習)

※申込み後に講習種類を変更することはできません。

2 開催場所等

- (1) 開催場所 山口県周南市那智町3-1
徳山海上保安部
3階会議室

※JRご利用の場合、JR徳山駅から徒歩20分

※庁舎駐車場は利用できません。
公共交通機関をご利用ください。

- (2) 募集定員
30名

- (3) 開催日時

11月20日(金曜日)

- A: 業務講習 13:30~15:40 (受付: 13:00~13:30)
- B: 管理講習 15:00~17:00 (受付: 14:50~15:00)
- C: 業務・管理講習 13:30~17:00 (受付: 13:00~13:30)

※受付時間内にお越しいただけない場合は受講できませんので、お時間に余裕をもってお越しください。



3 受講料

無 料

4 申し込み方法等

(1) 申し込み方法

オンラインにより行ってください。

第六管区海上保安本部ホームページ上または以下に記載する申込みリンクにアクセスし、申込みフォームに必要事項を入力して申請してください。

●申込みリンクはこちら↓

<https://mypage.3010.i-webs.jp/keikaisen/applicant/login/baitai-entry/entrycd/HN6>

※リンク先の案内に従い、まずは**新規登録**（氏名、メールアドレス等）をお願いいたします。受付期間になると申込みが可能になります。

オンラインでの申込みフロー

(1) リンク先の「警戒船講習会マイページ」画面から、「新規登録」ボタンをクリックし、会員規約に同意のうえ新規登録

- ①氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等を登録
- ②アンケート（オンラインによる申込み方法をどこで知ったか）に回答
- ③パスワードを登録
- ④登録内容確認ページに自動的に移行し、内容に問題なければ「登録する」をクリック

(2) 登録完了ページに自動的に移行します。
同時に、登録したメールアドレスあてに個人IDがメールで通知されます

登録完了ページの「マイページへログイン」をクリックしてログイン。
メール記載のリンク先から、IDとパスワードを入力しログイン

受講したい会場の受付期間になったら、
以下に沿って申込み手続きを実施

(3) 警戒船講習会マイページの「Entry Box」から、
受講したい会場の【回答/確認】ボタンをクリックして申込み

申込みが完了したら、登録メールアドレスあて申込完了メールが配信されます

(4) 受講決定

開催日の約1～2週間前に、登録メールアドレスあて受講決定メール（※抽選になった場合は当落メール）が配信されます

(2) 受付期間

令和8年10月19日（月）～ 令和8年10月25日（日）

(3) 受講者の抽選

応募人数が募集定員を超えた場合は、以下の受付優先順位により抽選といたしますので、予めご了承ください。

①山口県在住の方

②第六管区海上保安本部管内の在住者または管内で勤務されている方であって、向こう一年以内に専従警戒要員として乗船もしくは警戒業務管理者として就業予定がある方

③第六管区海上保安本部管内の在住者または管内で勤務されている方

※受講者の変更（受講枠の譲渡等）は出来ません。

第六管区海上保安本部管内

広島県、岡山県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡）、香川県、愛媛県

(4) 当落選の連絡

予め登録されているメールアドレス及びマイページ上に抽選結果を通知いたします。

※講習会当日の本人確認で必要になりますので、当選メールは削除しないでください。

(5) 注意事項

異常気象等により、講習会を安全に実施することが困難な場合は、中止または延期となることがありますので、予めご了承ください。

なお、中止または延期とする場合は、前日 **15時頃**までに第六管区海上保安本部ホームページ等によりお知らせいたします。

5 当日の持参物

①こちらから送付した当選メールまたは当選メールを印刷したもの

②小型船舶操縦者免許、運転免許証など本人であることを証明できるもの

③筆記用具

6 受講証明書の交付について

当日、講習会終了後に交付します。

※令和7年4月1日以降に交付する証明書には、公印の押印はありません。

公印の有無にかかわらず、証明書の効力に変わりはありません。